

木づかい・木育推進事業補助金交付要綱

平成28年4月4日

宮崎県森林林業協会

〔みやざき木づかい県民会議

木育ネットワーク部会事務局〕

(趣旨)

第1条 公益社団法人宮崎県森林林業協会(以下「協会」という。)は、県産材利用の普及啓発を推進するため、みやざき木づかい県民会議設置要綱(平成25年1月17日定め)第7条の規定に基づき設置した「木育ネットワーク部会(以下「部会」という。)」の本会員である市町村、企業、団体、保育園・幼稚園及び学校等(以下「本会員」という。)が実施する木育活動を支援するため、事業を行う部会本会員に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則(昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。)及び木づかい・木育推進事業補助金交付要綱(平成28年4月4日宮崎県環境森林部山村・木材振興課定め。以下「県要綱」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないとして協会が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、次のとおりとする。

| 事業区分 | 補助対象経費 | 補助率 |
|-------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 木育活動支援事業 | 本会員が行う木育活動に要する経費(需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費) | 2分の1以内 ただし、本会員が行う木育活動への参加者数により次に掲げる額を上限とする。 ①20名未満 5万円 ②20以上50名未満 10万円 ③50名以上 20万円 |
| 「森林(もり)のイクボス木づかい宣言」支援事業 | 本会員が木育活動を継続的に行うために必要な県産材を活用したおもちゃの導入や木 | 2分の1以内 ただし、100万円を上限とする。 |

| | | |
|--|-----------------------------------------------------------|--|
| | 育スペースの整備等に要する経費（賃金、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、工事請負費、備品購入費） | |
|--|-----------------------------------------------------------|--|

(2) 市町村が実施する取組に対する補助額は、補助対象経費に補助率を乗じた額に、下表に掲げる当該市町村の財政力指数区分に応じ、それぞれに定める算式により得た補正係数を乗じて得た額を上限とする。

| 当該市町村の財政力指数区分 | 補正係数算定式 |
|---------------|---------------|
| $Z_k \leq Z$ | $K = Z_k / Z$ |
| $Z_k > Z$ | $K = 1.0$ |

Z_k : 県の財政力指数（補助を受けようとする年度の直近3箇年度の平均値）

Z : 当該市町村の財政力指数（補助を受けようとする年度の直近3箇年度の平均値）

K : 補正係数（小数点第3位を四捨五入したもの）

（補助金の交付の申請）

第4条 補助金の交付申請書は、次の書類を添えて提出しなければならない。

(1) 木育活動支援事業

- ①補助金交付申請書（別記様式第1号）
- ②木育活動実施計画書（別記様式第5号）
- ③収支予算書（別記様式第3号）

(2) 「森林（もり）のイクボス木づかい宣言」支援事業

- ①補助金交付申請書（別記様式第2号）
- ②森林（もり）のイクボス木づかい活動実施計画書（別記様式第6号）
- ③収支予算書（別記様式第3号）

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

（申請書に添付すべき書類）

第5条 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。但し、任意団体が第1号による申請を行う場合には、②及び③については、添付を要しない。

(1) 木育活動支援事業

- ①定款・規約及び理事等の名簿
- ②第2条第1号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- ③第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第12号）

- ④第2条第3号に係る誓約書（別記様式第13号）
 - ⑤その他協会が必要と認める書類
 - (2) 森林（もり）のイクボス木づかい宣言支援事業
 - ①定款・規約及び理事等の名簿
 - ②第2条第1号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）
 - ③第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第12号）
 - ④第2条第3号に係る誓約書（別記様式第13号）
 - ⑤その他協会が必要と認める書類
- ※施設整備の場合は設計書、木のおもちゃの導入の場合は見積書等、事業内容の説明に必要な書類を添付すること。

（補助条件）

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした会計帳簿及び当該収入及び支出に関する証拠書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間整理保存すること。
- (2) 森林（もり）のイクボス木づかい宣言支援事業については、事業者は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から3年間以上の期間継続して木育活動を実施し、その実績を森林（もり）のイクボス木づかい宣言事業後年度木育活動実績報告書（別記様式第8号）により、当該木育活動を行った年度の翌年度の4月末までに協会に提出すること。
- (3) 当該補助事業により得た財産をやむを得ず処分しなければならない場合、必ず事前に協会に協議し、承認を得ること。また、やむを得ず財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を協会に納付すべきこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (5) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げのできる期限）

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲等）

第8条 協会の定める軽微な変更の範囲は、補助金額の増減を伴う変更以外の変更とする。

（補助金の交付方法）

第9条 当該補助金は、それぞれ下記により交付する。

- (1) 木育活動支援事業については、概算払いにより交付する。
- (2) 「森林（もり）のイクボス木づかい宣言」支援事業については、精算払いにより交付する。

（実績報告）

第10条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年

度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(1) 木育活動支援事業

- ①実績報告書（別記様式第9号）
- ②木育活動支援事業を実施した事業者の木育活動実施実績書（別記様式第5号）及び領収証の写し
- ③収支決算書（別記様式第3号）
- ④木育活動支援事業を実施した事業者の実施状況写真

(2) 森林（もり）のイクボス木づかい宣言支援事業

- ①実績報告書（別記様式第10号）
- ②森林（もり）のイクボス木づかい活動実施実績書（別記様式第6号）及び契約書、領収証の写し（支払の証拠となる書類の写し）
- ③収支決算書（別記様式第3号）
- ④森林（もり）のイクボス木づかい宣言支援事業の実施状況写真

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、第4条ただし書に規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第3号により速やかに報告し、協会の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第11条 協会の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、同項第2号及び第3号の規定により協会の定める財産は、同省令に定める耐用年数5年以上のものとする。

（書類の提出部数等）

第12条 規則及びこの要綱の規定により協会に提出する書類の部数は2部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

1 この要綱は平成28年4月4日から施行し、平成28年度の予算に係る木づかい・木育推進事業補助金から適用する。

様式1号

文書番号

平成 年 月 日

公益社団法人 宮崎県森林林業協会 会長 殿

住 所

団体名

代表者

印

平成 年度木づかい・木育推進事業（木育活動支援事業）補助金交付申請書

木づかい・木育推進事業補助金交付要綱に基づく平成 年度補助金については、関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- 1 木育活動実施計画書
- 2 収支予算書
- 3 団体の定款又は規約等
- 4 納税証明書（県税に未納がないことの証明 ※任意団体は不要）
- 5 特別徴収実施確認・開始誓約書（※任意団体は不要）
- 6 誓約書

様式 2 号

文書番号

平成 年 月 日

公益社団法人 宮崎県森林林業協会 会長 殿

住 所

団体名

代表者

印

平成 年度木づかい・木育推進事業（「森林(もり)のイクボス木づかい宣言」支援事業）補助金交付申請書

木づかい・木育推進事業補助金交付要綱に基づく平成 年度補助金については、関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- 1 森林(もり)のイクボス木づかい活動実施計画書
- 2 収支予算書
- 3 団体の定款又は規約等
- 4 納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- 5 特別徴収実施確認・開始誓約書
- 6 誓約書
- 7 その他、事業内容の説明に必要な書類（設計書、見積書等）

収支予算(決算)書

1 収入の部

(単位：円)

| 区 分 | 予 算 額 | 決 算 額 | 増 減 | 備 考 |
|------------------|-------|-------|-----|-----|
| 事 業 費 | | | | |
| 財 源 内 訳 | 県費補助金 | | | |
| | そ の 他 | | | |
| 消費税及び 地方消費税額 | | | | |
| 合 計 | | | | |

2 支出の部

(単位：円)

| 区 分 | 予 算 額 | 決 算 額 | 増 減 | 備 考 |
|-----------------|-------|-------|-----|-----|
| | | | | |
| 事 業 費 計 | | | | |
| 消費税及び 地方消費税額 | | | | |
| 合 計 | | | | |

文 書 番 号
年 月 日

(公益社団法人 宮崎県森林林業協会 経由)
宮崎県知事 殿

住 所
氏 名 印
(法人にあっては、その名称
及び代表者の氏名)

年度仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け(文書番号)により交付決定通知のあった木づかい・木育推進事業補助金について、木づかい・木育推進事業補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--------------------------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の確定額 (年 月 日付け(文書番号)による確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(公益社団法人 宮崎県森林林業協会 経由)
宮崎県知事 殿

住 所
氏 名 印
(法人にあつては、その名称
及び代表者の氏名)

木育活動実施計画（実績）書

| | | | | | | | |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---|----------|---|---|---|
| 作 成 年 月 日 | 平成 年 月 日 | | | | | | |
| 団 体 名 | | | | | | | |
| 代 表 者 氏 名 (担当者職・氏名) | () | | | | | | |
| 連 絡 先 | 〒 (電話番号) — — (e-mail) | | | | | | |
| 木 育 活 動 の 名 称 | | | | | | | |
| 実 施 (予 定) 場 所 | | | | | | | |
| 実 施 (予 定) 年 月 日 | 平成 年 月 日 | | | | | | |
| 木 育 活 動 の 内 容 | | | | | | | |
| 参 加 (予 定) 者 数 | 人 | | | | | | |
| 補 助 対 象 経 費 | <table border="0"> <tr> <td>県産材購入代</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>木育教室資料代他</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> </table> | 県産材購入代 | 円 | 木育教室資料代他 | 円 | 計 | 円 |
| 県産材購入代 | 円 | | | | | | |
| 木育教室資料代他 | 円 | | | | | | |
| 計 | 円 | | | | | | |
| 補 助 (希 望) 金 額 | 円 | | | | | | |

(公益社団法人 宮崎県森林林業協会 経由)
宮崎県知事 殿

住 所
氏 名 印
(法人にあっては、その名称
及び代表者の氏名)

私は、森林（もり）のイクボスとして下記事業計画により木育活動を積極的に推進することを宣言いたします。

森林（もり）のイクボス木づかい活動実施計画（実績）書

| | |
|---------------------------------|-------------------------------|
| 担当者 職・氏名 | |
| 担 当 者 連 絡 先 | (電話番号) — — (e-mail) |
| 初年度実施する木育活動の内容 | |
| 実施（予定）場所 | |
| 実施（予定）期間 実施（予定）回数 | 平成 年 月 ～ 平成 年 月まで 年間 回実施予定 |
| 補 助 対 象 経 費 | |
| 補助（希望）金額 | 円 |
| 補助事業終了後、3年以上継続的に実施（予定）する木育活動の内容 | |

平成 年 月 日

公益社団法人 宮崎県森林林業協会長 殿

住 所
団体名
代表者
印

補助金交付請求書

平成 年 月 日付公森協第 号で交付決定のあった平成 年度木づかい・木育推進事業(木育活動支援事業)補助金については、下記のとおり概算払により交付していただきますようお願いいたします。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 既 受 領 額 円
- 3 今 回 請 求 額 円
- 4 差 引 残 額 円

5 口座振替申出表示

| | |
|-------|--|
| 金融機関名 | |
| 預金の種類 | |
| 口座番号 | |
| 口座名義 | |

平成 年 月 日

公益社団法人 宮崎県森林林業協会 会長 殿

住 所
団体名
代表者
印

補助金交付請求書

平成 年 月 日付公森協第 号で交付決定のあった平成 年度木づかい・木育推進事業（「森林（もり）のイクボス木づかい宣言」支援事業）補助金については、下記のとおり精算払により交付していただきますようお願いいたします。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 既 受 領 額 円
- 3 今 回 請 求 額 円
- 4 差 引 残 額 円

5 口座振替申出表示

| | |
|-------|--|
| 金融機関名 | |
| 預金の種類 | |
| 口座番号 | |
| 口座名義 | |

公益社団法人 宮崎県森林林業協会 会長 殿

住 所

団体名

代表者

印

平成 年度木づかい・木育推進事業（木育活動支援事業）実績報告書

木づかい・木育推進事業（木育活動支援事業）を実施しましたので、木づかい・木育推進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

添付書類

- 1 木育活動実施実績書
- 2 収支決算書
- 3 実施状況写真
- 4 領収書等の写し

公益社団法人 宮崎県森林林業協会 会長 殿

住 所

団体名

代表者

印

平成 年度木づかい・木育推進事業（「森林（もり）のイクボス木づかい宣言」支援事業）実績報告書

木づかい・木育推進事業（「森林（もり）のイクボス木づかい宣言」支援事業）を実施しましたので、木づかい・木育推進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

添付書類

- 1 森林(もり)のイクボス木づかい活動実施実績書
- 2 収支決算書
- 3 実施状況写真
- 4 領収書等の写し

様式第 1 1 号

文 書 番 号
年 月 日

(公益社団法人 宮崎県森林林業協会 経由)
宮崎県知事 殿

住 所
氏 名 印
(法人にあつては、その名称
及び代表者の氏名)

森林（もり）のイクボス木づかい宣言事業 後年度木育活動実績報告書（平成 年度分）

| | |
|----------|--------------------------|
| 担当者 職・氏名 | |
| 担当者連絡先 | (電話番号) — — (e-mail) |
| 木育活動の内容 | |
| 実施場所 | |
| 実施回数 | 平成 年 月 ~ 平成 年 月まで 回実施 |
| 実施事業費 | |

年 月 日

(公益社団法人 宮崎県森林林業協会 経由)
宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
氏 名 印
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄 (いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。)

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 市(町・村)の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。
→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 市(町・村)の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。
→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号:

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。
→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

- 当事業所は、平成 年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。
つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社(者)あてに送付してください。
→ 確認印を受けてください。

| |
|-----------|
| 市(町・村)確認印 |
| |
| |

年 月 日

(公益社団法人 宮崎県森林林業協会 経由)
宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
フリガナ
氏 名 印
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)
生年月日 年 月 日(性別)

誓 約 書

私は、○○年度木づかい・木育推進事業補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員・役員等（別添）は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

